

R8-12 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務入札実施要項（案）に対するご意見及び回答

		ご意見		回答
No	要項案における該当箇所	ご意見		
1	実施要項 別紙 実施要項-12 1.3.1 包括的な目標の設定 表3 包括的な目標 別紙-161 別紙11 公園の利用に関するアンケート調査	●飛鳥区域の公園利用者数（年間80万人）、利用者満足度（年間45%）、平城宮跡区域の公園利用者数（年間130万人）、利用者満足度（年間45%）とあり、現業務で示されている数値（達成すべき包括的な質）より大幅に増えています。 ●「公益事業」という新たな仕組みが示されるなど、行催事・広報宣伝費をはじめ業務費の縮減が予想されること、飛鳥区域においては高松塚再整備工事の影響、平城宮跡区域においては施設休館日が毎週月曜日となることおよびR9年の植樹祭により利用制限が予想されることなど、ネガティブな要素があります。 ●加えて、モニタリング調査の実施方法について「別紙11」に「アンケート調査は、園内各地区の主要箇所に常時設置された回答ブースにて行う」旨の記載がありますが、これまでと調査方法が異なるため、満足度の数値の低下や有効回答数が不足する可能性があります。なお、常設のアンケートの集計・分析作業は、発注者が実施するという理解で良いでしょうか。 ●公園利用者数は目標値を引き上げていただきたい。利用者満足度は、上記のネガティブな要素に加えて、過去のアンケート調査結果をもとに目標値が設定されているため、他の国営公園で示されている「非常に満足」「ある程度満足」の年間回答率80%としていただきたい。		①次期運営維持管理業務から「包括的な目標」として、公園利用者数及び満足度については目標値としているので、満足度については、トップボックス（「非常に満足」）で設定するようにいたします。 その上で、公園利用者数の目標値の引き下げについて、ご意見及び令和7年度の実績を踏まえて精査し、必要に応じて修正しますが、飛鳥区域ではコロナ禍以前は80万人以上の利用者数を記録していた実績もあることから、高すぎる目標であるとは考えておりません。また平城宮跡区域は、別紙14にあるとおり、近年利用者数は増加傾向であり、令和6年度は約139万人となっていることから高すぎる目標であるとは考えておりません。 利用者満足度についても、ご意見及び令和7年度の実績を踏まえて精査し、必要に応じて修正しますが、別紙14のとおり、令和4年度から6年度の平均値が、飛鳥区域で49.7%、平城宮跡区域で46.3%であり、実施要項案の目標が不適切であるとは考えておりません。 ②常設アンケートの集計、分析作業は発注者が実施する予定です。
2	実施要項 実施要項-17 1.3.5 委託費の支払い方法	各業務の積算体系において、直接業務費と一般管理費等が示されていますが、施設・設備維持管理業務や植物管理業務など間接業務費を明記（計上）すべきではないでしょうか。		今後の入札手続きを進める上での参考とさせていただきます。
3	実施要項 実施要項-19 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 表5 事業者と近畿地方整備局の責任分担	●「物価変動」において、「人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増、ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合は、近畿地方整備局が責任を有する」とあります。 ●国土交通省の直轄工事や今年度から試行される建設コンサルタント業務、地方公共団体の工事、業務等で適用されるスライドにおいては全体スライド15/1000以上の変動が生じた場合等が示されています。 ●近年の物価変動や賃金の高騰等の現状を勘案し、近畿地方整備局の責任分担となる物価変動の基準として示されている「30/1000」の率を引き下げ、「15/1000」以上の変動が生じた場合」としていただくよう要望します。 ●併せて、現在の運用で行われている事業者が負担する30/1000を控除して新たな業務価格が設定され、後年度に事業者側の負担が積み重ねられる運用の見直しを要望します。		今後の入札手続きを進める上での参考とさせていただきます
4	実施要項 実施要項-19 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 表5 事業者と近畿地方整備局の責任分担	修繕費の下限を100万円から200万円に引き上げる場合は、年間修繕費用も増額していただきたい。		令和7年度より少額随契の基準額が100万円から200万円に引き上げられた事を受けての修正となり、原案のままさせていただきます。 まず必要な利用制限措置等を講じた上で、利用状況等を踏まえた優先度に沿って修繕対応を行うこととしており、設定した金額予算の範囲内での修繕対応を行うことを想定しています。
5		●実施要項において示された、開園時間の短縮、企画提案項目の削減、要求水準等の緩和等から拝察するに、業務価格の削減が予想されます。 ●国営公園の運営維持管理業務は数量だけで把握しづらい複雑で包括的な業務であり、価格の削減が事業者のあらたな負担を発生させることがないよう、可能な限り業務数量の明確な提示を要望します。 ●また、地方公共団体の指定管理者業務で行われている予定価格の事前公表を要望します。結果として事実上、一方的な価格決定と解される恐れがあるような入札契約手続きとならないよう要望します。		業務数量について、可能な限り明確に提示するよう努めます。
6	別紙-3 別紙2 主要建築物一覧 表 主要建築物一覧（飛鳥区域）	NO.17 キトラ古墳周辺地区 仮センター棟 RC造2階建とありますが、木造平屋建ではないでしょうか。		ご意見を踏まえ、現況に即して修正します。

ご意見			回答
No	要項案における該当箇所		ご意見
7	別紙 別紙-12~13 別紙4 運営維持管理基本方針 2.2 管理運営の重点方針	管理運営の重点方針は、R3-7国営飛鳥・平城宮跡歴史公園整備・管理運営プログラムに記載されている内容であると理解していますが、整備・管理運営プログラムは改定されるということによいでしょうか。その場合、いつ頃改定されるかご教示ください。	整備・管理運営プログラムの改定やその時期について、現時点で決まっているものではありません。
8	別紙 別紙-27 別紙5 運営維持管理業務共通仕様書 第2章 業務内容 第10条 基本事項	「8. 植物性発生材の堆肥化や塵芥のリサイクル、水循環等、園内での資源の有効活用に配慮する。」とありますが、植物管理業務仕様書には堆肥化・リサイクルに関する記載がないため、削除すべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、植物管理業務個別仕様書との整合を精査の上、必要な修正を行います。
9	別紙 別紙-28 別紙5 運営維持管理業務共通仕様書 第2章 業務内容 第11条 履行場所及び履行期間	2. 履行期間において、令和8年2月1日からとありますが、令和9年2月1からではないでしょうか。	ご意見のとおり修正します。
10	別紙 別紙-28 別紙5 運営維持管理業務共通仕様書 第2章 業務内容 第12条 業務実施日時等 表 開館期間及び時間	「施設 飛鳥区域 国営飛鳥歴史公園館」は令和8年4月より休館になる旨の記載が必要ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、国営飛鳥歴史公園館の休館時期を追記します。
11	別紙 別紙-34 別紙5 運営維持管理業務共通仕様書 第3章 安全管理 第20条 安全管理	「園内での緊急時に備え、調査職員と協議の上、自動体外式除細動器（AED）等を設置する。」とありますが、現業務ではAEDの設置は国事務所、点検や消耗品の交換等のメンテナンス作業が受託者という役割分担であるため、同様の対応としていただきたい。	ご意見を踏まえ、R4-8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務と同様の役割分担となるよう修正します。
12	別紙 別紙-35 別紙5 運営維持管理業務共通仕様書 第3章 安全管理 第23条 救急対応	「調査職員が指定する箇所に救急施設を設置し、救急担当職員を配置する。そのうちの主たる箇所に開園中は看護師又は救急技能認定証の交付を受けた救急担当者を配属し、救急活動に当たらなければならない。」とありますが、「救急技能認定証」とはどのような資格のことを想定されているでしょうか。	「普通救命講習」受講者で問題ありません。ご意見を踏まえ、救急技能認定証に限定した現状の記述は修正します。
13	別紙 別紙-37 別紙5 運営維持管理業務共通仕様書 第4章 協議・調整・要請への協力等 第25条 近畿地方整備局の要請への協力	第2項に「事業者は、前項によるもののほか、近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。」とありますが、要人案内、会議、式典への参加・協力・実施は「主体的」に行わせるべきではなく、業務に支障がない範囲で協力するべきであると考えます。	本規定は、業務に支障があっても協力しなければならない義務を規定したものではありません。
14	別紙 別紙-60 別紙6 運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案） 第3編 企画広報 第3章 広報 第24条 ポスター、パンフレット等作成	「新聞や雑誌等の主要マスメディアに掲載する場合は、原稿作成時に調査職員に提出し、承諾を得る。」とありますが、大規模イベントのポスター・パンフレットを公園外に配布・掲示する場合は承諾を得る必要はないということでしょうか。	ご意見を踏まえ、原稿作成時に調査職員に提出し、承諾を得る必要があるケースとして、主要駅等の外部機関に掲示する場合を追記します。
15	別紙 別紙-62 別紙6 運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案） 第3編 企画広報 第3章 広報 第30条 掲載情報の更新・修正・訂正・記録保存	「事業者は、本公園ホームページについて、施設情報や行催事等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行い、常に新しい情報を掲載することに努める」とありますが、予定されている高松塚新施設のオープンなど大規模な情報更新は発注者側の負担で実施をお願いしたい。	公園ホームページの大規模な情報更新については、発注者側で実施することを想定しています。
16	別紙 別紙-66 別紙6 運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案） 第4編 利用サービス等 第2章 公園利用者へのサービス業務 第37条 公園利用者等への利用案内	「電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応し、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐ。」とありますが、公園ホームページのご意見には回答しない（メールアドレスを取得しない）仕組みとなっているため、「メール」での問い合わせ対応は削除いただきたい。	ご意見を踏まえ、公園ホームページの仕組みと整合した内容に修正します。

ご意見			回答
No	要項案における該当箇所	ご意見	
17	別紙 別紙-84 別紙7 運営維持管理業務個別仕様書（施設・設備維持管理） 第2編 維持修繕・保守点検 第5章 給水設備 第31条 貯水槽清掃作業	「飛鳥区域（祝戸地区、石舞台地区、キトラ古墳周辺地区）及び平城宮跡区域の貯水槽の水質を良好な状態に保つため、貯水槽清掃を年1回実施する。」と記載されていますが、現在も貯水槽清掃作業を行っていないため、石舞台地区、キトラ古墳周辺地区は対象外としていただきたい。	ご意見を踏まえ、R4-8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務の実績と整合した内容に修正します。
18	別紙 別紙-98 別紙8 運営維持管理業務個別仕様書（植物管理） 第2章 芝生管理 第9条 芝生雑工	「5. 芝生病虫害防除（3）事業者は、薬剤散布は、薬剤の効果、周辺環境への影響に十分配慮し、適切な天候条件、使用日時、服装により行う。なお、9：30～17：00には実施しない。」とありますが、周辺環境及び公園利用者への影響が少ない形であれば、日中の薬剤散布を認めていただきたい。なお、低木管理、高木管理における薬剤散布の時間指定（開園時間内には実施しない）についても同様に日中の作業を認めていただきたい。	ご意見を踏まえ、公園利用者への影響等を考慮の上、日中の薬剤散布の可否について検討します。
19	別紙 別紙-108 別紙8 運営維持管理業務個別仕様書（植物管理） 第7章 花畑管理 第24条 業務の概要 表 飛鳥区域  別添-22 別添4 植栽管理区分図 飛鳥区域 高松塚周辺地区 植栽管理区分図	対象地に「高松塚周辺地区」の記載がありますが、別添4「植栽管理区分図」には高松塚周辺地区に花畑の面積計上がされていないため計上をお願いします。	別添4「植栽管理区分図」の内容が正しいため、別紙8 運営維持管理業務個別仕様書（植物管理）については別添4と整合するよう修正します。
20	別紙 別紙-110 別紙8 運営維持管理業務個別仕様書（植物管理） 第8章 草花管理 第33条 業務の概要 表 飛鳥区域  別添-20 別添4 植栽管理区分図 飛鳥区域 石舞台地区 植栽管理区分図	対象地に「石舞台地区」の記載がありますが、別添4「植栽管理区分図」には石舞台地区に草花管理の面積計上がされていないため計上をお願いします。	別添4「植栽管理区分図」の内容が正しいため、別紙8 運営維持管理業務個別仕様書（植物管理）については別添4と整合するよう修正します。
21	別紙 別紙-110 別紙8 運営維持管理業務個別仕様書（植物管理） 第8章 草花管理 第35条 草花雑工  別添-19 別添4 植栽管理区分図 飛鳥区域 祝戸地区 植栽管理区分図	2. 生態草花刈取りに「甘樫丘地区と祝戸地区に自生する野生植物を刈り残すためにロープ等によるマーキングを実施する」の記載がありますが、別添4「植栽管理区分図」には祝戸地区に草花管理の数量およびエリアの計上されていないため、文言を削除いただきたい。	別添4「植栽管理区分図」の内容が正しいため、別紙8 運営維持管理業務個別仕様書（植物管理）については別添4と整合するよう修正します。
22	別紙 別紙-129 別紙9 収益施設等設置管理運営規定書 第1章 総則 第14条 国有財産の施設使用料 ■平城宮跡区域の使用料一覧表（現時点の目安）	「正式な使用料は近畿地方整備局より別途指示する」と示されていますが、毎週月曜日休館となることを踏まえて年間使用料を算定していただきたい。	年間使用料は毎週月曜日が休館になることも与条件の一つとして算定を行います。
23	別紙 別紙-136 別紙9 収益施設等設置管理運営規定書 第2章 マネジメント（運営管理） 第28条 許可、承諾等を要する事項	5. 広告物の掲出において、「収益施設の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することは可能」とありますが、「商品」の名称及び画像等を表示することは可能でしょうか。	「販売促進を目的とする協賛企業の名称等」の「等」に、商品の名称や画像が含まれると解して差し支えありません。ただし、第28条のとおり、広告物の掲出に当たってはあらかじめ調査職員との承諾を得る必要があることや、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないよう、その形状・大きさ、色彩において十分留意することも規定していますのでご承知おき下さい。

ご意見			回答
No	要項案における該当箇所	ご意見	
24	別紙 別紙-159 別紙10 利用者数の集計方法及び目標 利用者数の集計方法（平城宮跡区域）	●留意事項において、「いざない館休館日については、休館日前後1週間の平均とする。上記の方法により算出できない日については、当該週に含まれる平日の平均値をもって代替する。」とありますが、具体的な算出式を示していただきたい（月曜休館日の場合はどの範囲までの平均をとるのかなど）。	ご意見を踏まえ、いざない館休館日の入園者数算出方法が明確に分かるように修正します。
25	別紙 別紙-169 別紙12 提供施設等一覧 提供施設等一覧表（飛鳥区域 機械器具等）	最新の情報に更新した提供施設一覧表を提示いただきたい。	公告時に最新の情報に更新した提供施設一覧表を提示します。
26	別紙 別紙-181 別紙12 提供施設等一覧 提供施設等一覧表（通報設備機器）	最新の情報に更新した提供施設等一覧表を提示いただきたい。	公告時に最新の情報に更新した提供施設一覧表を提示します。
27	別添 別添-21 別添4 植栽管理区分図 飛鳥区域 甘樫丘地区 植栽管理区分図	甘樫丘地区の花畑と草花について年施工回数を提示いただきたい。	公告時に年施工回数を提示します。
28	別添 別添-24 別添4 植栽管理区分図 平城宮跡区域 植栽管理区分図 草地・低木管理区分図	草地・低木管理区分において、平城宮いざない館周りの芝生が草地Aとして計上されていますが、芝生管理の間違いではないでしょうか。芝生管理の場合は、施工の数量・回数を提示いただきたい。	ご意見のとおり、いざない館周りは芝部管理を行うものとして修正します。施工数量・回数は公告時に提示します。